

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、住民自治の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会を活性化し、市民の信託に応えられる議会運営の実現を図るとともに、地方自治の本旨に基づき公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	問題なし	<p><徳清会> ・目的を述べている条文であり、特に問題ない</p> <p><立真会> ・問題なし</p> <p><新政みらい> ・特になし</p> <p><希望クラブ> —</p> <p><公明党> ・概ね推進できている。議会報告会等を通じて市民との意見交換会がなされている。</p> <p><改革21> ・目的を定めたもので、改正の必要なし</p> <p><諸派> —</p>	A	A	A	B	B	A	B
<p>(基本理念)</p> <p>第2条 議会は、市政における意思決定機関として、市民の意思を的確に市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、住民自治の確立及び自立した地方政府の実現を目指す。</p>	問題なし	<p><徳清会> ・基本理念を述べている条文であり、特に問題ない</p> <p><立真会> ・問題なし</p> <p><新政みらい> ・特になし</p> <p><希望クラブ> —</p> <p><公明党> ・基本的に理念を述べている条文であり、特に問題なし。</p> <p><改革21> ・理念を定めたもので、改正の必要なし</p> <p><諸派> ・市民の意見をどのようにキャッチしていくかという点について、具体的方法を活動内容で例を上げてはどうか</p>	A	A	A	B	A	A	B
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 議会は、前条に定める基本理念に基づき、地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化を推進する。</p>	問題なし	<p><徳清会> ・基本方針を述べている条文であり、特に問題ない</p> <p><立真会> ・問題なし</p> <p><新政みらい> ・特になし</p> <p><希望クラブ> —</p> <p><公明党> ・議会改革をはじめ、推進に努めており、問題なし。</p> <p><改革21> ・活性化の定義について議論の必要</p> <p><諸派> —</p>	A	A	A	B	A	A	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(最高規範性) 第4条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会に関する他の条例、規則等は、この条例と整合を図るものとする。</p>	問題なし	<p><徳清会> ・最高規範性を述べている条文であり、特に問題ない <立真会> ・問題なし <新政みらい> ・特になし <希望クラブ> — <公明党> ・基本的に理念を述べている条文であり、特に問題なし。 <改革21> ・問題なし <諸派> —</p>	A	A	A	B	A	A	B
<p>(議会の活動原則) 第5条 議会は、市民を代表する議決機関であることを自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政の運営を監視及び評価するものとする。 2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動に市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決及び運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。 4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、笠岡市議会会議規則(昭和33年笠岡市議会規則第1号)、笠岡市議会委員会条例(昭和33年笠岡市条例第10号)等について絶えず見直しを行うものとする。</p>	後の条文で触れているので良い	<p><徳清会> ・議会の活動原則について述べている条文であり、特に問題ない ・なお、具体的取組項目等については、後の条文で触れている <立真会> ・問題なし <新政みらい> ・1.2反省すべきである。 ・3.委員会議事録の公開をすべき ・3.プロジェクトやタブレット端末などICT機器の活用についての議論が進んでいない。 <希望クラブ> — <公明党> ・議会の活動原則について述べている条文から問題なし。議会報告会、意見交換会等を通じて今後も推進していくべき。また、休日議会を通じて開かれた議会の推進している。 <改革21> ・2項 議員間討議、自らの政策立案については行われていない。今後は、議員間討議の場及び手法について協議が必要である。自らの政策立案においては、これからの議会にとって最も重要な議会活動であるため、まずは、市民との意見交換を通して出てきたものを各常任委員会で検討することや、委員会ごとの目標設定が必要である。 4項 2項を達成するためや、市民参加の方法等を会議規則、委員会規則を見直す必要がある。 <諸派> —</p>	A	A	C	B	A	C	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(議員の活動原則) 第6条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重し、かつ、保障しなければならない。 2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、議案の審議又は審査を行うほか、政策立案及び政策提言を行うよう努めなければならない。 3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。 4 議員は、自ら議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。</p>	<p>後の条文で触れているので良い</p>	<p><徳清会> ・議員の活動原則について述べている条文であり、特に問題ない ・なお、具体的取組項目等については、後の条文で触れている <立真会> ・問題なし <新政みらい> ・反省すべきである。 <希望クラブ> — <公明党> ・議員の活動原則について述べている条文から問題なし なお、具体的取組項目等については、後の条文で触れている。議員間の討議がより積極的に行われるべき。 <改革21> ・会議規則、委員会規則を見直す必要がある。 <諸派> ・当然の条文内容だが、市民の目に見えているだろうか</p>	A	A	D	B	B	C	B
<p>(議決の責任) 第7条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について市民に説明する責任を有する。</p>	<p>議決結果について、議会だよりで一覧表を公開しているが、内容を触れた方がよいのではないか。</p>	<p><徳清会> ・議決結果については、議会だよりで記述を工夫するなど内容の充実を図っている 今後も構成・内容・記述について研究し改善を図る <立真会> ・現段階では形式的に行っているが、更に工夫の必要がある。 <新政みらい> ・反省すべきである。 <希望クラブ> — <公明党> ・議決結果について記述を工夫するなど内容の充実を図っている。今後も議会だよりの更なる内容の充実や構成について研究・改善を図っていく。 <改革21> ・重要案件については、議会だよりで経緯を詳しく説明すると同時に、HPでも公表できればもっと良い。 <諸派> —</p>	B	B	C	B	B	C	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(会派) 第8条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議会が政策立案、政策決定、政策提言等を行おうとするときは、必要に応じて合意形成に努めるものとする。</p>	問題なし	<p><徳清会> ・会派の結成と合意形成に係る条文で問題はないが、政策立案・政策提言等への取組みがまだ弱い</p> <p><立真会> ・問題なし</p> <p><新政みらい> ・※政策会派になっていない様である。</p> <p><希望クラブ> —</p> <p><公明党> ・会派の結成と合意形成に係る条文であり、特に問題ない。</p> <p><改革21> ・議会基本条例を制定している議会で、会派制を取り止める議会が増えてきている。一考したら良いのではないか。</p> <p><諸派> ・何の為の会派なのか、疑問に思うことがある</p>	B	A	B	B	A	C	C
<p>(全員協議会) 第9条 議会は、市政及び議会に係る諸事項について自由に協議するため、全員協議会を設置する。</p>	議会報告会で議会の統一見解でないとして回答することが多々あるため、報告会で出た内容について全員協議会を活用して行うべき	<p><徳清会> ・現状では、全員協議会は報告の場になっており、自由に協議・討論し、意見を戦わせる会になっていない 統一見解を得る場になっていない ⇒ まず、定例会ごとにテーマを決めて全員協議会を開き、議論を深めていってはどうか</p> <p><立真会> ・種々の課題についてもっと議員の間で議論の必要あり</p> <p><新政みらい> ・議会報告会の答弁など委員会に任せきり。</p> <p><希望クラブ> —</p> <p><公明党> ・全員協議会を通じて、全議員に議会の意思を伝える場として機能し、常任委員会の行政視察報告会を行い、更なる充実をした。</p> <p><改革21> ・現在は、報告のための全員協議会が多い。今後は議会の方向性や、市の重要案件については、協議又は調整を行うために、もっと有効に使うべきでは。</p> <p><諸派> ・問題によっては、統一見解としてふさわしくない場合もある。報告会の中で、それぞれの立場を示しても良いのではないか</p>	C	B	C	B	A	D	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(議長及び副議長) 第10条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。 2 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うとともに、議長を補佐する。 3 議長及び副議長の選出に当たっては、選出されようとする者に所信を表明する機会を保障することにより、市民に対して透明性を確保しなければならない。 4 議長及び副議長の選出方法については、別に定める。</p>	<p>自治法上、立候補しないと選出されないとはならないが、投票で立候補していない人の名が出るのは議員だけでなく、市民に対して説明できない</p>	<p><徳清会> ・所信表明をする機会が与えられたのは、議員にとっても市民にとってもわかりやすくいいことである 所信表明をしない議員にも選ばれる権利があることは自治法上の説明を尽くせば市民の理解は得られる ・今後、議長、副議長の任期期間については議論をしていく必要がある 各2年がよいのではないか <立真会> ・市民に対して説明が出来ないというのであれば水面下においてあらかじめ数の力をもって決定しているようなことこそ開かれた議会と言いながら矛盾している。 <新政みらい> ・副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うとなっている。そして、議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるともなっている。定例会など、その通りになっているか？ <希望クラブ> — <公明党> ・議会基本条例による所信表明による立候補制を実施し、透明性の確保を図っている。今後議長、副議長の任期期間並びに、平成25年の見直し意見以降の立候補者名の取扱いについて議論していく必要がある。 <改革21> ・当初は立候補していない議員へ票が入ったりしていたが、直近では無くなり、モラルが保たれている。 <諸派> ・3についていわゆる出来レースの感が未だに強く残るように思えるのは、改善出来ないのか</p>	B	C	C	B	A	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(市民参加の促進)</p> <p>第11条 議会は、市民の要望を的確に把握し、市政に反映させるものとする。</p> <p>2 議会は、市民が市政に参画できる機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条、第109条の2及び第110条に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の活性化を図らなければならない。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>5 議会は、市民が傍聴しやすい日時に本会議を開くなど、市民が議会活動に参画できる機会の確保に努めるものとする。</p>	<p>・2項で、参画できる機会にどのような点があるのか明確にする必要がある。</p> <p>・5項で、傍聴について、増やす方法を考え取り組む必要がある。</p>	<p><徳清会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条文には特に問題はない ・公聴会制度や参考人制度をさらに研究し、実施に移すよう努力すべきである ・休日議会の開催はよいことであり継続すべきだ ・また、夜間の議会開催についても検討し、市民の要望を取り入れ、市民参加の促進を進めるべきである ・請願は審議されるが、陳情は受け取って議員に紹介するだけに終わっている 該当委員会で取り上げるなど、理解を深め情報を共有する努力をすべきである <p><立真会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5項目について過去の経緯からすると市民の傍聴しやすい日とはいつか、本当にそのことを実施するのであれば現状の日曜議会だけでは不十分と言える。 <p><例>夜間議会など様々な形での検討も必要と思うと同時に市民の意識も考えることがある。やればいいというものでもない。</p> <p><新政みらい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・反省すべきである。 <p><希望クラブ></p> <p>—</p> <p><公明党></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条文については特に問題ない。ただし、参画できる機会の方法、休日議会のあり方再検討、傍聴者増加のための方策等について今後も取り組む必要がある。 ○休日議会の今後のあり方検討 ○ICTなど情報メディア等による積極的公開検討 ○各常任委員会等の積極的公開と傍聴促進の検討 ○市民アンケート等市民参加による意見聴衆促進 <p><改革21></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2項 議会が出向くことも含め、市民の参加がどのようにしたら出来るのかを明確に定める必要がある。 ・5項 休日議会も含め、議会自ら広報したりする努力が必要である。 <p><諸派></p> <p>—</p>	C	C	C	B	A	C	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(情報公開の推進) 第12条 議会は、議会に関する情報の公開を推進しなければならない。 2 議会は、保有する情報を議会広報紙、ホームページ、ケーブルテレビジョン等を利用し、積極的に公開するものとする。 3 議会は、定例会のほか、すべての委員会及び全員協議会を原則公開とする。 4 議案に対する議決の賛否は、議決責任の観点から、原則として公表する。</p>	<p>予算決算委員会は当然だが、3常任委員会の放送も考えた方がよい</p>	<p><徳清会> ・条文については特に問題はない ・情報公開もホームページやケーブルテレビを通して進んでいる ・予算決算委員会、3つの常任委員会の公開・放送も進めたい ・政務活動費のホームページへの公開、開示請求なしでの公開・閲覧も進めたい ・議員は政務活動費の運用指針を遵守すべきである ・市民が求める情報の即時性に応えるためにフェイスブックも活用したい <立真会> ・要検討 <新政みらい> ・委員会議事録を公開すべき。 ・ライブ中継(ユウストリームなど)を活用してはどうか。 <希望クラブ> — <公明党> ・条文については特に問題ない。ただし、今後以下について取り組む必要がある。 ○各常任委員会の放送を含めた公開検討 ○政務活動費のHPへの公開(収支報告書、領収書)が特に必要である。 ○政務活動費の開示請求なしでの情報公開、閲覧 <改革21> ・常任委員会や、全員協議会も放映する必要がある。笠岡放送で難しいなら、インターネット配信でもよい。 <諸派> —</p>	C	C	C	B	A	C	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(議会報告会) 第13条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を定期的に行うものとする。 2 議会報告会に関することは、別に定める。</p>	<p>現在は、実施要領で行っているの、実施要領で行っていく</p>	<p><徳清会> ・毎年、確実に実施ができている ・政策提言、政策立案については今後一つでも二つでも取り上げて議論しなければならないし、政策提言・政策立案につながる仕組みをつくる必要がある ・まちづくり協議会を対象に報告会を開催するのはよい ・広く市民との意見交換とするために、別に常任委員会ごとに、各種団体との意見交換会や懇談会を各委員会について年に2回(2団体)以上実施したい</p> <p><立真会> ・市民との認識とのズレがある。</p> <p><新政みらい> ・若者や女性が参加しやすいように工夫すべきではないか。 ・課題によっては各種団体等との開催を検討すべきではないか。</p> <p><希望クラブ></p> <p><公明党> ・本年で第4回目を実施した。まち協を対象に開催し、概ね良しと思う。今後は更なる各種団体との意見交換を取り入れたい考えた。</p> <p><改革21> ・議会報告会は、最低年1回としているが、志縁組織や、PTA等の団体、小地区での検討も考えるとよい。</p> <p><諸派> ・市民と議会との間にまだ改善に向けた取り組みの必要性を感じる</p>	C	C	B	B	A	C	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(議会と市長等との関係の基本原則等) 第14条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。 2 議会は、会期中閉会中にかかわらず、市長等に対して文書質問を行うことができる。この場合において、市長等から文書により回答を求めるものとする。 3 議会は、議員が行う市長等への要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に対して求めるものとする。</p>	<p>理念なので問題なし</p>	<p><徳清会> ・議会と市長等との関係の基本原則となる理念を述べている条文であり、特に問題ない ・この条文にしたがって運用が意識されてきている。 <立真会> ・問題なし <新政みらい> ・反省すべきである。 <希望クラブ> — <公明党> ・議会と市長等との関係の基本原則となる理念を述べている条文であり、特に問題ない <改革21> ・問題なし <諸派> —</p>	B	A	C	B	A	B	A
<p>(一問一答による質疑応答及び反問権) 第15条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答の方式で行うものとする。 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議会の会議及び委員会において、議員の質問等に対し反問することができる。</p>	<p>・2項で、反問権について執行部によく説明すべき 質問の質の向上を図り、解決策を構築していかなければならない点を両者で合意形成する必要がある</p>	<p><徳清会> ・反問権についての執行部の理解や執行部との合意形成はさらに必要。 <立真会> ・2項の反問権について執行部によく説明すべき質問の質の向上を図り、解決策を構築していかなければならない点を両者で合意形成する必要がある(H25年と同様) <新政みらい> ・論点・争点が分かり難いことがある。 <希望クラブ> — <公明党> ・平成18年9月定例会から試行しその後運用している。今後は反問権について本市では活用が少ないことから、質問の向上を図るためにも必要に応じて執行部との合意形成を図っていく必要がある。 <改革21> ・反問権については、まだ使われていない。執行部に良く説明する必要がある。 <諸派> —</p>	B	B	C	B	A	C	A

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(政策等の監視及び評価)</p> <p>第16条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)を含む議案が提出されたときは、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。</p> <p>(1) 重要な政策等を必要とする背景又は提案に至る経緯</p> <p>(2) 他の政策案等との比較検討</p> <p>(3) 笠岡市総合計画における根拠又は位置付け</p> <p>(4) 関係法令及び条例等</p> <p>(5) 重要な政策等の実施に係る財源措置</p> <p>(6) 将来にわたる効果及び費用</p> <p>2 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、予算又は決算の内容を明らかにするために必要な書類の作成を求めるものとする。</p>	<p>予算決算委員会の予算審査で積算根拠を一覧表にして提出してもらう(予算決算委員長は次回からその予定として聞いている)</p>	<p><徳清会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、予算決算委員会の予算審査、決算審査において、積算根拠を含めた資料の提出が行われている ・委託先や補助金交付先の決算や経営資料など、さらに、審議を尽くすための資料の提出を求める必要がある <p><立真会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算決算委員会等全議員による議員間討議、議論の場が不足している。 <p><新政みらい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・反省すべきである。 <p><希望クラブ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明資料の充実を <p><公明党></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に問題なし。 <p><改革21></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2項において、書類の作成を求める規則(だれが・いつ・どのように・なぜ・なにを・どこで)を定める必要がある。予算書に置いては(特に新規予算については)、積算根拠を示す書類がいつでも確認できるよう執行部に要求すべき。 ・現在は、必要な項目を挙げ、回答までに多くの時間がかかっている。積算書をそのまま見せればすむことで、1部議会に置いていただきたい。 <p><諸派></p> <p>—</p>	B	B	C	C	B	C	A
<p>(議会が求める報告及び資料の要求)</p> <p>第17条 議会は、市長等に対し、笠岡市総合計画を実現するための長期的で重要な計画の策定及び審議会等の開催状況の概要の報告を求めるものとする。</p> <p>2 議会は、市長等に対し、必要に応じて審議会等の資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>・どのような部分で要求するのか、具体的に決める必要がある</p>	<p><徳清会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会から総合計画や審議会等の資料を求めることが十分にできているとはいえない 必要に応じて要求することがあるという程度である ・審議会資料の中には提出されないものもある <p><立真会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような部分で要求するのか、具体的に決める必要がある(H25年と同様) <p><新政みらい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p><希望クラブ></p> <p>—</p> <p><公明党></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に問題なし。 <p><改革21></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料要求について求める規則(だれが・いつ・どのように・なぜ・なにを・どこで)を定める必要がある。 <p><諸派></p> <p>—</p>	C	B	B	C	A	C	A

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(議決事件の追加) 第18条 地方自治法第96条第2項に規定する議決事件の追加については、別に条例で定める。</p>	<p>・他に必要なものはないか精査する必要がある</p>	<p><徳清会> ・現在のところ該当するものがないが、さらに精査する必要がある <立真会> ・他に必要なものはないか精査する必要がある(H25年と同様) <新政みらい> ・特になし <希望クラブ> 研究すべき <公明党> ・特に問題なし。 <改革21> ・必要に応じて行う。 <諸派> —</p>	B	B	B	C	A	B	A
<p>(政治倫理) 第19条 議員は、市民の信頼及び信託に応えるため、高い倫理観を持たなければならない。 2 議員は、市民の代表としての自覚と良識を持ち、議員としての品位を保持しなければならない。 3 議員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、一部の市民及び企業のみを利益を目的とした働きかけを行ってはならない。 4 議員の政治倫理については、別に条例で定める。</p>	<p>倫理条例で定めているので問題なし</p>	<p><徳清会> ・議会として、議員としておおむね政治倫理を心掛けて活動している 議会内でのモラルを守り、不正行為を起こさないように気をつけたい ・具体的には、別に条例で定めている <立真会> ・3項目 本当に出来ているのか説明があると思うが！ <新政みらい> ・反省すべきである。 <希望クラブ> — <公明党> ・特に問題なし。 <改革21> ・倫理条例で処理。 <諸派> —</p>	B	B	C	B	B	B	A

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(政務活動費) 第20条 議員は、政務活動費を有効に活用し、調査研究又は政策提言の充実に努めなければならない。 2 政務活動費の交付を受けた会派は、その用途については、すべて公開し、結果については、説明責任を果たさなければならない。 3 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。</p>	改正済み	<p><徳清会> ・「政務活動費運用指針」を策定し、遵守しようと努力している ・政務活動費は公金であることを肝に銘じ、事実に基づき申請し、用途についてもすべて公開しなければならない ・具体的には、別に条例で定めている <立真会> ・問題なし <新政みらい> ・反省すべきである。 <希望クラブ> — <公明党> ・用途についてすべて情報を公開し、説明責任を果たすという取り組みをさらに推進すべき。市民目線の用途につとめるべき。そのためのHPへの公表をすべし。「政務活動費運用指針」を遵守するために議長に是正勧告の権限を付与する。 <改革21> ・今年度政務活動費の運用指針が決定したため、今年度の報告書からは公開していかなくてはならない。 <諸派> —</p>	B	A	C	B	D	B	A
<p>(自由討議) 第21条 議員は、議会が議員による討論の場であることを踏まえ、議員相互の討議を積極的に行い、議論を尽くさなければならない。 2 議員は、自由討議を活用し、議案の提出を積極的に行うものとする。</p>	自由討議をどのようにするかを研究すべきであり、全然進んでいない。評価としては最低の部類である	<p><徳清会> ・議会が議論の場になっていない ・まずは委員会の場で自由討議を実施するなどできるところから進めていきたい ・全員協議会も定期的開催し、自由に話し合うなど工夫が必要 <立真会> ・自由討議をどのようにするかを研究すべきであり、全然進んでいない。(H25年と同様) <新政みらい> ・反省すべきである。 <希望クラブ> 議論の方向として早急に研究を <公明党> ・議員討議は更なる取り組みをしなければならない。 <改革21> ・自由討議の方法を定め運用しなくてはならない。 <諸派> —</p>	D	C	C	C	B	D	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(委員会の活動)</p> <p>第22条 委員会は、その専門性及び特性を生かして必要の都度開催し、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。</p> <p>2 委員長は、委員会の秩序を保持するとともに、自由討議を中心とした運営に努め、円滑かつ適正な審査を行うことができるよう努めなければならない。</p> <p>3 委員は、市民の意見等及び自らの調査に基づき、委員会の所管事務に関する提案を積極的に行うものとする。</p> <p>4 委員は、委員会での審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p>	<p>市民の意見、特に議会報告会での意見について議論を深めるようにしなければならない</p>	<p><徳清会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会での自由討議を実施する必要がある ・また、委員の専門性を高めるための勉強も各種団体との意見交換会、参考人招致などの実施を通して行っていくことも検討したい <p><立真会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会を通じて議員間での議論の場が不足している。 <p><新政みらい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.責任放棄はすべきでない。 ・3.反省すべきである。 <p><希望クラブ></p> <p>—</p> <p><公明党></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に問題なし。 <p><改革21></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は、執行部からの案件の審査、報告を受ける場に留まっている。委員会主導の議会を目指すためには、委員会における市民の意見の徴収や、重要課題を基に、委員会としての方向性、政策立案を目指す必要はない。 <p><諸派></p> <p>—</p>	C	C	C	C	A	C	B
<p>(政策討論会)</p> <p>第23条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。</p> <p>2 政策討論会に関することは、別に定める。</p>	<p>・政策立案をどのような手法で行うか議論が必要。先進地の視察についての説明を行い、笠岡市で運営しやすい方法を考える必要がある。評価としては最低の部類である。</p>	<p><徳清会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会としての提案、提言ができるように仕組みをつくっていきたい ・議論ができない現状ではすぐの実現はむずかしい課題である <p><立真会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策立案をどのような手法で行うか議論が必要。先進地の視察についての説明を行い、笠岡市で運営しやすい方法を考える必要がある。(H25年と同様) <p><新政みらい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・反省すべきである。議会内で、市政の課題抽出についての議論がないのが問題ではないか。したがって、政策討論しようがない。 <p><希望クラブ></p> <p>—</p> <p><公明党></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会等の実績を更に生かしたのものとして、政策立案の手法、運用について今後も推進していかなければならない。 ○議員間討議、政策討議の検討推進 ○政策討論、政策立案に係る要綱等の策定 <p><改革21></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策討論会の手法を具体的に定める必要がある。条例で定めている以上は、速やかに行わなくてはならない。 <p><諸派></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不十分さが党内でしか経験してないところに現れているのでは？ 	D	C	C	C	C	D	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(調査機能の強化)</p> <p>第24条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。</p> <p>2 議会は、市政の課題に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により、識見を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。</p> <p>3 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、識見を有する者等に専門的事項に係る調査・報告を行わせることができる。</p>	<p>附属機関、調査機関としてどのようなものが考えられるかの議論が必要</p>	<p><徳清会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性では執行部にはかなわない ・調査機関、調査機能があれば安心して積極的な議会活動ができるかもしれない ・どこまで行うか必要かの検討、そして、予算の確保も必要 <p><立真会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属機関、調査機関としてどのようなものが考えられるかの議論が必要(H25年と同様) <p><新政みらい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政の課題や政策立案の議論があつて設置の必要性の検討になると思う。 <p><希望クラブ></p> <ul style="list-style-type: none"> 重要である <p><公明党></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議論を深めていく必要がある。 <p><改革21></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現体制では、専門的な調査は難しい。今後重要案件に対しては考える必要がある。 <p><諸派></p>	C	C	B	C	B	D	B
<p>(議員定数)</p> <p>第25条 議員定数は、議会が有する権能を十分発揮し、議会において活発な議論が行われるよう、定めなければならない。</p> <p>2 議員定数の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。</p> <p>3 議員定数については、別に条例で定める。</p>	<p>これについては、議会基本条例に基づく行動がある程度達成された上で、市民に問う姿勢でよいと思う</p>	<p><徳清会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の市民の声はあるが、現状では問題を感じない ・現状の定数の中で市民の信託にさらに応えていくべきである <p><立真会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会を設置する等で議員間議論が必要。 <p><新政みらい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p><希望クラブ></p>	B	B	B	B	A	B	B
		<p><公明党></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状を維持とし、より広範な市民の意見を吸い上げるために現在の定数は必要である。 <p><改革21></p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告会等を通じ、市民との会話をを行いながら、決定する必要がある。 <p><諸派></p> <ul style="list-style-type: none"> 法との整合性は？ 							

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(議員報酬) 第26条 議員報酬の額を定めるに当たっては、笠岡市特別職報酬等審議会条例(昭和39年笠岡市条例第39号)に規定する笠岡市特別職報酬等審議会の意見を尊重しなければならない。 2 議員報酬の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。 3 議員報酬については、別に条例で定める。</p>	<p>これについては、議会基本条例に基づく行動がある程度達成された上で、市民に問う姿勢でよいと思う</p>	<p><徳清会> ・一部の市民の声はあるが、現状では問題を感じない ・現状の報酬の中で市民の信託にさらに応えていくべきである <立真会> ・議会基本条例に基づく行動がある程度達成された上で、市民に問う姿勢でよいと思う(H25年と同様) <新政みらい> ・若い議員の出馬を促す為には、報酬の変動制を検討するべきではないか。一般的な生活スタイルに見合う報酬(年齢に応じ、徐々に高くし、ある一定年齢で横ばいし、一般的な定年年齢から下げていく。)また、各党にあるように申し合せにより、年齢制限を検討してもよいと思う。 ※能力評価はなじまない。※町村議会ではある。 <希望クラブ> — <公明党> ・条文については特に問題なし。 <改革21> ・報告会等を通じ、市民との会話をを行いながら、決定する必要がある。 <諸派> —</p>	B	B	B	B	A	B	B
<p>(議員研修の充実) 第27条 議会は、議員の政策形成能力を高めるため、議員の研修及び調査研究活動の充実を図るものとする。</p>	<p>議員はオールマイティになれない、だからそれぞれの得意分野で議会内で発表するのが良い。また、視察について、視察先の説明だけでなく、現地の住民の反応入れるのも良い</p>	<p><徳清会> ・議会としては年間1回実施 その他は各自の議員の自主性に任せている ・頻りに研修に出かけ、自己研さんに努める議員もいる 議会全体のレベルアップのためには議会としての検討も必要 <立真会> ・議員はオールマイティになれない、だからそれぞれの得意分野で議会内で発表するのが良い。また、視察について、視察先の説明だけでなく、現地の住民の反応入れるのも良い(H25年と同様) <新政みらい> ・会議規則や申し合せなど、議会や議事進行のルール(ロバート議事法)の基本的研修が必要ではないか。 <希望クラブ> — <公明党> ・見識ある有識者等を招聘し研修を行ってきた。(弁護士、ICT専門家) <改革21> ・常任委員会では、視察報告を行い議員、執行部と情報共有ができ、行かれない人にも情報共有が出来る。全体の研修は増やしても良いのでは。 <諸派> ・幅広く市民への報告がいるかと思う</p>	C	C	C	B	A	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
(議会事務局の体制整備) 第28条 議長は、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。	人事に対して、もっと積極的に考えても良い。議長も議員に相談しても良い。	<p><徳清会> ・議員の活動を補佐する調査機能は検討し充実したい</p> <p><立真会> ・人事に対して、もっと積極的に考えても良い。議長も議員に相談しても良い。(H25年と同様)</p> <p><新政みらい> ・法務機能の充実強化が図られているのか疑問である。</p> <p><希望クラブ> 体制強化のため増員を</p> <p><公明党> ・議会事務局の充実強化を打ち出し、事務局職員研修等を通じてレベルアップをはかってきた。</p> <p><改革21> ・人事においては、執行部にもっと積極的に発言すべきである。</p> <p><諸派> —</p>	C	B	B	C	A	C	B
(議会図書室の充実) 第29条 議会は、議員の調査研究活動を支援するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。	議員に、購入図書の希望を聞くことも必要ではないか。	<p><徳清会> ・議会全体として必要な書籍、資料は揃えたい 不十分である 福祉など各分野の専門書、他自治体の先進事例などがほしい</p> <p>・議員も図書室の充実、資料の充実に関心を持つべきである</p> <p><立真会> ・議員に、購入図書の希望を聞くことも必要ではないか。(H25年と同様)</p> <p><新政みらい> ・特になし</p> <p><希望クラブ> —</p> <p><公明党> ・さらなる充実をしていかなければならない。</p> <p><改革21> ・図書室としてのスペースが不足しているため、図書を増やすことが出来ない。また、議員への希望を聞くことも必要である。</p> <p><諸派> —</p>	C	C	B	B	B	C	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(予算の確保) 第30条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。</p>	<p>議会も費用弁償や人員削減で、財政面で十分貢献している。必要な経費や備品は業務を円滑に行う上で不可欠なので、その予算は確保すべき</p>	<p><徳清会> ・議会の予算についての認識は高くない ・年度でどのようなことをしたいからこれだけの予算があるということを出せるようにしたい <立真会> ・議会も費用弁償や人員削減で、財政面で十分貢献している。必要な経費や備品は業務を円滑に行う上で不可欠なので、その予算は確保すべき(H25年と同様) <新政みらい> ・特になし <希望クラブ> — <公明党> ・今後も必要な経費や備品が発生した場合は予算の確保を行っていく。 <改革21> ・予算確保に置いては、事務局任せでなく、議員間で協議をすることが必要と考えられる。 <諸派> —</p>	C	B	B	B	A	C	B
<p>(議員の責務) 第31条 議員は、この条例、議会に関する他の条例、規則等を遵守して、市民の信託に応えなければならない。 2 議員は、その任期開始後速やかに、この条例、議会に関する他の条例、規則等について研修を行うものとする。</p>	<p>問題なし</p>	<p><徳清会> ・市民の信託に議会として議員として応えるべく、条例や規則の理解と意識の向上を図る <立真会> ・問題なし <新政みらい> ・特になし <希望クラブ> — <公明党> ・特に問題なし。 <改革21> ・条例や規則における研修は出来ていない。任期開始後の研修を実施する必要がある。 <諸派> —</p>	B	A	B	B	A	C	B
<p>(見直し手続) 第32条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、2年ごとに、この条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>問題なし</p>	<p><徳清会> ・進捗状況の検証をどうすすめるかは決めておきたい ・検証後にどう生かすか、どう変えるかも検討したい <立真会> ・条例の見直し等図られてないのが現状である。 <新政みらい> ・特になし <希望クラブ> — <公明党> ・特に問題なし。 <改革21> ・2年前は、一部の意見だけで、議会としての検証は行われなかった。今回具体的にを行うことができた。 <諸派> —</p>	C	C	B	B	A	B	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

総括一覧表

条文	基本条例条項に関する意見(H25年特別委員会)	評価内容	徳清会	立真会	新政みらい	希望クラブ	公明党	改革21	諸派
			総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
<p>(具体化の推進) 第33条 議会は、この条例の目的及び理念を具体化するため、議会改革に取り組み、推進しなければならない。 2 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>	問題なし	<p><徳清会> ・議会としての着実な実行あるのみ <立真会> 条例の目的・理念が理解されず議会改革が進んでいない。 <新政みらい> ・特になし <希望クラブ> — <公明党> ・特に問題なし。 <改革21> ・第32条における検証ができていないため、目的及び理念を具体化することが出来ないままであるが、政務活動費の運用指針が決定したことは、評価できる。 <諸派> —</p>	B	C	B	B	A	D	B
<p>附 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第20条第2項の規定は、平成24年5月1日から施行し、同日以後の期間に対応する政務活動費について適用する。</p>	問題なし	<p><徳清会> ・開かれた議会、透明性を有する議会を推進をする <立真会> ・政務活動費について今年度より改正となった。今後の取り組みを見守りたい。 <新政みらい> ・特になし <希望クラブ> — <公明党> ・特に問題なし。 <改革21> ・問題なし <諸派> —</p>	B	B	B	B	A	A	B